



平成 30 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ィ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 安 徳 久
(コード：2485 東証第一部・名証第一部)
専 務 取 締 役
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 辻 耕 平
(TEL 052-918-8254)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 30 年 11 月 27 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しについて下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは「日本で一番『ありがとう』と言われる葬儀社」を目指し、平成 9 年に創業いたしました。当社は「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針としております。平成 10 年に名古屋市内に 1 号店となる「ティア中川」を開設後、東海地区を中心に葬儀会館を展開する一方、平成 18 年に関西地区で初出店となる「ティア門真」、平成 24 年には関東地区で初出店となる「ティア越谷」、平成 28 年には東京都内の葬儀事情にあわせた店舗で都内初出店となる「葬儀相談サロン ティア日暮里」を開設いたしました。平成 30 年 9 月末現在の店舗数は直営会館・葬儀相談サロン・フランチャイズ合計で 102 店舗となっております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、人口動態を背景に葬儀に関する需要は増加傾向で推移するものと予想されております。一方で、葬儀業界の新たな潮流として、少子化による親族の減少、死亡年齢の高齢化等を背景に、儀式の簡素化と葬儀の小規模化が進行しております。

当社グループといたしましては、「オンリーワンブランド“ティア”」のスローガンのもと、平成 33 年 9 月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、「1. 直営会館と葬儀相談サロンの出店加速とフランチャイズにおける計画的な出店」「2. 既存会館のユーザビリティの向上とWEBマーケティングの強化」「3. 葬儀付帯業務の更なる内製化とM&Aに係る基準の明確化」「4. 計画的な人材確保と教育体制の強化」の 4 項目のテーマを推進してまいります。

特に、出店については、中長期目標であります会館数 200 店体制の実現とその後の持続的な成長を目指すべく、中部地区で新規出店を加速し経営基盤の更なる強化を図ると共に、関東地区、関西地区での収益化と出店を加速する体制を整備する局面であると判断しております。

本日決議いたしました新株式発行による調達資金は、葬儀会館の新設及び既存会館の改修に係

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

る設備投資資金等に充当する予定であります。設備投資による収益力の向上と同時に、今後の事業拡大に向けた財務体質の強化を図り、当社グループの企業価値の最大化に努めてまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,000,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年12月12日(水)から平成30年12月18日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富安徳久に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 300,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出人 | 野村証券株式会社 |
| (3) 売出価格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。） |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富安徳久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 300,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ
資 本 準 備 金 の 額 る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の
端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加
す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額
を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成 31 年 1 月 7 日 (月)
- (6) 払 込 期 日 平成 31 年 1 月 8 日 (火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) に記載の申込期間 (申込期日) までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富安徳久に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額 (払込金額) の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し (オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行 (一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、300,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式 (以下「借入れ株式」という。) の返却に必要な株式を取得させるために、

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社は平成 30 年 11 月 27 日(火)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 300,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 31 年 1 月 8 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 12 月 26 日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	20,209,700 株（平成 30 年 11 月 27 日現在）
公募増資による増加株式数	2,000,000 株
公募増資後の発行済株式総数	22,209,700 株
第三者割当増資による増加株式数	300,000 株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	22,509,700 株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,630,434,000 円については、1,374,000,000 円を当社の設備投資資金に充当し、残額が生じた場合には、平成 31 年 9 月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

設備投資資金については、平成 32 年 9 月末までに葬儀会館の新設に 1,045,000,000 円（平成 31 年 9 月期：448,000,000 円、平成 32 年 9 月期：597,000,000 円）を、平成 32 年 9 月末までに既存会館の改修に 329,000,000 円を充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、当社の設備計画の内容は、平成 30 年 11 月 27 日現在（ただし、既支払額については平成 30 年 10 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

① 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 ティア猪高	名古屋市 名東区	葬祭事業	葬祭 ホール	39	20	自己資金	平成 30. 9	平成 30. 11	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール(注) 2.	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	71	—	借入金	平成 30. 12	平成 31. 2	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール(注) 2.	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	71	—	増資資金	平成 30. 12	平成 31. 3	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール 11 店舗	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	939	—	増資資金 又は借入 金	平成 31. 1	平成 32. 9	葬儀施行 件数の増加
当社 葬儀相談サロン ティア根津	東京都 文京区	葬祭事業	葬儀相談 サロン	7	—	自己資金	平成 30. 10	平成 30. 11	葬儀施行 件数の増加
当社 葬儀相談サロン 5 店舗	東京都内	葬祭事業	葬儀相談 サロン	35	—	増資資金	平成 31. 3	平成 32. 9	葬儀施行 件数の増加
当社 ティア HR センター	名古屋市 北区	全社共通 葬祭事業	事務所 教育施設	300	26	借入金	平成 30. 9	平成 31. 3	(注) 3.

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 事業所名等の詳細は未確定のため、記載しておりません。

3. 業務の効率化及び人材育成体制の強化により、顧客サービスの向上を図るものであります。

② 重要な改修

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 ティア名港	名古屋市 港区	葬祭事業	葬祭 ホール	90	—	増資資金又は 借入金	平成 31. 5	平成 31. 6	(注) 2.
当社 ティア西枇杷島	愛知県 清須市	葬祭事業	葬祭 ホール	65	—	増資資金又は 借入金	平成 31. 7	平成 31. 8	(注) 2.
当社 ティア相生山	名古屋市 天白区	葬祭事業	葬祭 ホール	86	—	増資資金又は 借入金	平成 32. 8	平成 32. 9	(注) 2.
当社 ティア熱田	名古屋市 熱田区	葬祭事業	葬祭 ホール	88	—	増資資金又は 借入金	平成 32. 8	平成 32. 9	(注) 2.

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 既存設備の改修により、顧客サービスの向上を図るものであります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を葬儀会館の新設及び既存会館の改修に係る設備投資資金等に充当することにより、中長期的な収益の向上ならびに財務基盤の強化に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としており、将来にわたり安定的な配当を実施することを経営の重要政策としております。また、業績向上時には増配等により株主への利益還元も積極的に行っていく予定であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、経営基盤の更なる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

(4) 過去4決算期間の配当状況等

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
1株当たり当期純利益金額	32.96円	35.31円	39.72円	44.39円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	6.00円 (3.00円)	6.00円 (3.00円)	8.00円 (4.00円)	10.00円 (5.00円)
配当性向	18.2%	17.0%	20.1%	22.5%
自己資本当期純利益率	15.8%	13.5%	12.9%	13.6%
純資産配当率	2.8%	2.3%	2.6%	3.1%

(注) 1. 平成29年9月期より連結財務諸表を作成しているため、平成27年9月期及び平成28年9月期については個別財務諸表の数値、平成29年9月期及び平成30年9月期については連結財務諸表の数値であります。なお、平成30年9月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

2. 配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり当期純利益金額で除した数値であります。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を自己資本（期首と期末の平均、ただし平成29年9月期は期末の数値を使用。）で除した数値であります。

4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり純資産額（期首と期末の平均、ただし平成29年9月期は期末の数値を使用。）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	概要
平成30年2月15日	24百万円	1,184百万円	817百万円	(注)

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であります。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期	平成31年9月期
始 値	735円	620円	865円	901円
高 値	807円	880円	1,230円	916円
安 値	545円	600円	860円	752円
終 値	619円	858円	900円	784円
株価収益率	17.5倍	21.6倍	20.3倍	一倍

(注) 1. 平成31年9月期の株価については、平成30年11月26日(月)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益金額(平成28年9月期については個別財務諸表の数値、平成29年9月期以降については連結財務諸表の数値。なお、平成30年9月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。)で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社夢現及び富安徳久は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。